

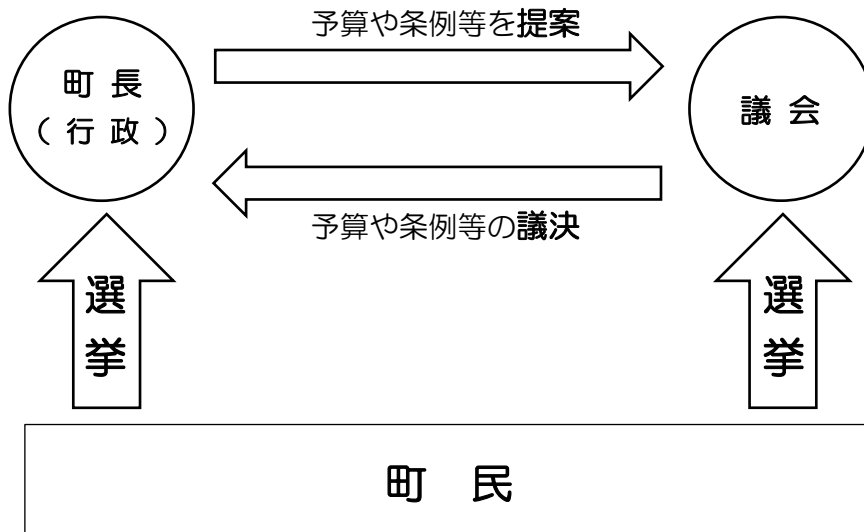
利根町みんなのまち基本条例 逐条解説 追加修正箇所一覧

○第10条 議会の役割と責任

【解説】の次に以下を追加。

【参考】

●二元代表制の図



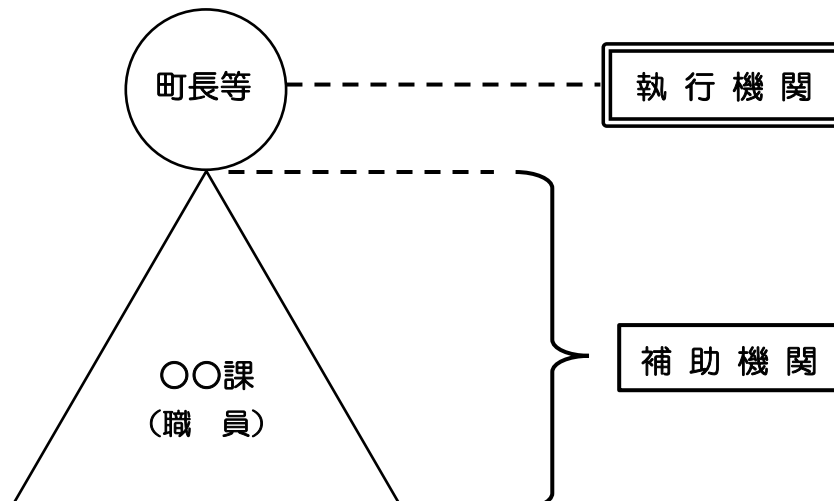
○第13条 職員の役割と責務

・【解説】の次に以下を追加。

【参考】

●執行機関と補助機関について

町長等を「執行機関」といいます。それに対し、役場で勤務する職員等は、執行機関を補助する機関として「補助機関」といわれます。



・【関係法令】に以下を追加。

◆地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

○第18条 パブリックコメント

条文第1項「意見」を「意見等」に修正。【解説】第1項「意見」を「意見等」に修正。